

東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の指定電気通信設備に関する
接続約款の変更案に対する意見及びその考え方 (平成13年6月12日意見募集)

意見	考え方
<p>意見1 OLTでの接続について、その形態をユニット毎等の単位に限定すべきではない。</p>	<p>考え方1</p>
<p>接続約款案では各事業者ごとにOLTを専有することとなっています。しかしながらOLTは事業者ごとにOSU(局内に設置しているONU機能)ごとに利用可能ですので、OSUごとで利用した場合の接続料金の設定を強く要望いたします。なお、NTT東日本と弊社との間では、OLTを共用してOSUごとで利用するという前提で平成13年3月8日の打合せ以降話を進めていたことを申し添えます。</p> <p>NTT東日本は、OLTを専用する理由として「最悪、1R-IFで1OSUしか収容できない可能性もある。したがって、事業者毎に1R-IFの収容できるOSU数がまちまちになることから、公平性を担保するために、基本的な占有単位として8OSU単位とした」としています。しかしながら、公平性を担保するために非合理的な接続形態を強要するという考え方は問題があります。共用する事業者としてはNTT東西に限らず接続事業者同士の共用でもよいと考えますので、OSUごとで利用した場合の接続料金を設定を強く要望いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">光信号伝送装置 (OLT) H13.6.14NTT 東日本資料</p> <p style="font-size: small;">1R-IFは8OSU収容することができ、OSU単位とする、複数の事業者が申し込みを併用して、1R-IFで8OSUしか使用できない可能性がある。1R-IFで最大8OSU収容できることから、8OSUに達する前に、2番目、3番目のR-IFを使用することになる。最悪、1R-IFで1OSUしか収容できない可能性もある。したがって、事業者毎に1R-IFの収容できるOSU数がまちまちになることから、公平性を担保するために、基本的な占有単位として8OSU単位とした。</p> </div> <p>(イー・アクセス)</p> <p>総論でも述べさせて頂きましたが、NTT東西のBフレットの算定では収容比率を80%として1回線あたりの料金を3,180円と算定しているようですが、複数事業者による設備共用を可能とする事により、収容比率を上げ、1回線あたりのコストが更に低廉化することが可能と考えます。申請されている機能ではOLTを共有できないため、結果的には加入者からOLTまでを1事業者で占有する事になります。OLTとは回線単位での接続とし、加入者~OLTまでを1回線単位で提供する事を要望します。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>総務省より平成13年7月23日付け総基料第252号による指導文書「情報通信審議会第二次答申を踏まえた措置事項について」により、NTT東日本・西日本に対して、光ファイバ網を細分化して接続条件を設定するとともに、例えばOSUごと、スプリッタごとに接続料(いわゆる網使用料)を設定することを指導しているところ。</p>
<p>意見2 各設備を更にアンバンドルすべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>接続事業者が専有する設備については、各設備ごとの料金をアンバンドルして設備の設置を柔軟に対応いただけるよう要望い</p>	<p>細分化(アンバンドル)の対象をOLT(ユニット単位等)に限定する理由はなく、接続</p>

<p>たします。なぜなら、接続事業者の判断によりスプリッタを導入するタイミングを指示できるようにすることが、最初の初期接続費を低く抑え、導入を促進させることにつながると考えるからです。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>また、事業者のさまざまな計画に対応していただくためにも、例えば局内スプリッタに事業者設備を接続できるようにするなど、技術的に可能な範囲でアンバンドル化をさらに推進する必要があります。</p> <p>(アイ・ピー・レボリューション)</p>	<p>事業者の需要を勘案して、十分な細分化が行われる必要がある。</p>
<p>意見3 NTT東日本・西日本は接続料の算定に80%の利用率を想定しており、問題がある。</p>	<p>考え方3</p>
<p>NTT東西は、光信号伝送装置、局内スプリッタ、及び局外スプリッタの接続料に80%の利用率を想定して接続料金を算定しています。しかしながら、これらの装置が接続事業者に専有されるのであれば、利用率は接続事業者ごとに異なるはずであり、接続料金は各接続事業者の利用率とは関係なく設定されるのが正しいと考えます。なお、光ファイバ部分(基本回線および分岐回線)の接続料金では利用率は適用されておらず、正しい算定方法となっております。</p> <p>したがって、<u>接続事業者が専有する設備に関する接続料金を算定する際には利用率を排除した算定(設備1単位ごとの算定)に見直しただけよう強く要望いたします。</u></p> <p>NTT東西は、例えば局外スプリッタの利用率を80%の利用率を想定しています。しかしながら、Bフレッツサービスは今後展開される新しいサービスであり、試験サービスの時点ですら局外スプリッタを設置して4本の分岐回線が1本の基本回線を共用するという実績が全くないと聞いております。このようなことから考えても、利用率が80%となるまでには相当の期間が必要と考えます。</p> <p>一般的にサービスは下図(略)のように徐々に利用率が上昇することから考えても5年後の到達利用率が80%とした場合、算定対象期間である5年間の期間平均利用が80%となることは非現実的だと考えます。</p> <p><u>算定根拠に利用率を適用する場合は、期間平均利用率を用いるべきだと考えます。</u></p> <p>到達利用率と期間平均利用率の違いをNTT東西が認識されていないうえに、局外スプリッタの利用率についてはさらなる疑問を感じます。NTT東西の接続約款案では、局外スプリッタに接続している基本回線の収容比率が80%としており、基本回線1回線につき平均3.2回線の分岐回線が接続しているという想定になっています。NTT東西のプレス資料には「局外スプリッタの設置場所から概ね電柱4本程度の範囲において提供」とありますが、電柱4本分しかカバーできないエリアで全スプリッタの平均利用率が80%と高密度になるというのは非現実的だと考えます。</p> <p>接続事業者が専有する設備に利用率を適用したり、非現実的な利用率を設定するなど、今回の算定でNTT東西が恣意的に価格をコントロールしているのではないかと疑念を抱かずにおれません。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>NTT東日本・西日本の本件申請案において、利用率80%という前提は置かれていない。</p> <p>両社は報道発表において本件接続料金と利用者料金等との比較をする際に接続料相当額として「収容率80%とした場合の試算値」を用いているが、これ自体は本件申請に係る接続料ではない。</p>

<p>意見4 局内光ケーブルのコストが算定から漏れているのではないか。</p>	<p>考え方4</p>
<p>利用率のほか、接続料金については、局内で主配線盤と局内スプリッタ間、局内スプリッタとOSU間を接続する局内光ケーブルのコストが漏れているのではないかと考えます。局内スプリッタ等の内訳を明確にいただき、局内光ケーブルのコストが含まれているのであれば分計が必要と考えます。もしコストが含まれていない場合は、重大な計算ミスとなっておりますので、NTT東西に見直しして再度適正な接続料金を算定いただけるよう強く要望いたします。 (イー・アクセス)</p>	<p>NTT東日本・西日本においては、局内スプリッタに係る接続料9,990円/月のうち約3,700円/月相当が局内光ケーブルに係るものとしている。</p>
<p>意見5 Bフレッツサービスの利用者料金に対して競争が出来るような接続料になっているか疑問がある。スタックテストと同様のチェックを行う必要がある。</p>	<p>考え方5</p>
<p>本申請案はスプリッタを利用して光ファイバーを複数の加入者で共有する事により、芯線を占有するよりも低コストでサービスを提供する事が可能な機能と考えます。NTT東西の報道資料によりますとBフレッツサービスを提供する場合は収容比率を約80%と想定し、本機能にかかり、接続事業者が負担するコストが1加入者あたり3,180円/月でしかないかのような発表がなされております。しかしながら、これはあくまで仮定に基づいた数値に過ぎず、80%という収容比率は実際の需要予測に基づいたものというよりは、設備効率的に理想的な比率であると考えられます。本サービスへの対抗サービスの出現等、わずかの市場変動要因によっても達成が不可能となるレベルの数字であって、接続料金があたかも固定的に1加入者あたり3,180円であるかのような表現には、違和感を禁じ得ません。今回の申請内容については各論でも意見を述べさせていただきますが、NTT東西が提供するBフレッツと競争する事が可能となる仕組みを確立する必要があると考えております。例えば、接続料金を1加入者あたりとし、接続構成についてもそのような料金適用が可能となるように変更する事などは、FTTHの普及に向けた環境整備の1つとして、十分検討が加えられるべきであると考えます。 (KDDI)</p> <p>また、NTT東西が設備の利用率を高めて低価格でサービスを提供することにはもちろん反対はしませんが、非現実的な利用率を用いるなど故意に低すぎる利用者料金を設定するという行為があるとすれば、略奪的価格設定や、利用者料金と接続料金の関係が不適正となりかねないと考えます。したがって、接続料金の認可にあたっては、接続料金に比べ今後NTT東西が申請する予定の利用者料金が適正な算定に基づいて行われているかどうかについて厳重なチェックを行っていただけるよう要望いたします。 (イー・アクセス)</p> <p>弊社としては指定事業者である東西NTT殿において反競争的な料金設定が行われていないことをチェックする仕組みを設けるべきと考えております。具体的な内容には、接続ルールの見直しにおける意見及び光端末伝送機能に関する意見において</p>	<p>NTT東日本・西日本は、本申請案による接続料と今夏より予定している「Bフレッツ」の利用者料金との関係について次のような説明を公表している。 (別紙1参照)</p> <p>この比較で見込まれている収容比率(約80%)については、今後、NTT東日本・西日本におけるBフレッツサービスにおける収容比率の実績と比較する等、その適切性について検証する必要がある。 今回問題提起された接続料の利用者料金との関係の検証については何れにしても今後十分検討する必要がある。</p>

<p>述べさせていただきました、英国のスタックテストと同様のチェックを行うことが必要であると考えます。</p> <p>今回の接続約款案においては、光ファイバ部分については、現在申請中の光信号端末回線伝送機能の料金を基に算定されております。当該機能については、別途パブリックコメントの募集が行われており、弊社からも意見を提出しております。光信号端末回線伝送機能の議論において、東西NTT殿申請内容が変更になった場合には、当然のことながら今回申請された料金についても変更が行われるものと考えます。</p> <p>(JT)</p> <p>Bフレッツサービスのファミリータイプの接続料は、収容比率が80%と計算されております。1 端末回線あたりの接続料相当額は約3,180円となり、NTT 地域会社は約5,000円のユーザ料金でサービスを提供しようとしています。上記にも述べております通り、クロージャから下流のシステムが不明であることや、収容比率が80%という好条件で計算されていることなど考えると、他事業者はこの接続料では、NTT 地域会社と対抗できるような料金設定ができません。このことは、NTT 地域会社が名目上光ファイバ設備を開放したようであっても、実質的には、NTT 地域会社の料金に対抗できる料金設定は非常に困難であり、NTT 地域会社が市場を独占しようとしていることを意図していると思われるも致し方ないと考えます。</p> <p>よって、収容比率に関わらず、少なくとも約3,180円の接続料で提供することが必要です。</p> <p>(アイ・ピー・レボリューション)</p> <p>また、東・西NTT殿公表資料によれば、収容比率約80%、1 端末回線あたりの接続料金相当額をおよそ3,180円としているが、接続事業者が実際に支払う接続料は、回線収容率の多寡に依存しますが、総じてこの試算額よりも割高なものになるものと予想されます。</p> <p>ところが、東・西NTT殿が予定しているエンドユーザーへの提供料金は、この接続料金相当額合計(約3,180円)に、地域IP網等コスト(1,250円程度)及び営業費用等を加えた約5,000円程度となっており、接続事業者が同様なユーザー・スループットを維持しながら、東・西NTT殿のF T T Hサービス「Bフレッツ」と同等な提供条件・料金で、エンドユーザーに対応サービスを提供するには、より一層の接続料の引き下げが必要であります。</p> <p>サービス・ベースでの公正な競争の観点から、「Bフレッツ」サービスの接続料について、より一層の引下げを切望いたします。</p> <p>(テレサ協)</p>	
<p>意見6 エリア展開やその時期についてNTT東日本・西日本から提示されるよう要望する。</p>	<p>考え方6</p>
<p>D S Lのコロケーションでも同様の問題がありましたが、どのエリアでサービスが可能かという情報は接続事業者にとって経営問題にかかわる重要な情報ですので、今回の算定で想定したエリア(ビル名)及び展開時期についてNTT東西からご提示いただけるよう強く要望いたします。</p> <p>また、各ビルごとでの接続可能なエリアは、光ファイバ公開情</p>	<p>NTT東日本・西日本より情報開示の考え方について次のとおり情報提供がなされている。</p> <p>「料金算定上に用いた需要予測に関しては、マクロ的な数値であり、I S P事業者様説明</p>

<p>報の「光ファイバ敷設済み」エリアであれば可能であるなど条件を明記いただけるよう要望いたします。 (イー・アクセス)</p>	<p>会等で説明しております中長期的なエリア展開計画（政令指定都市、県庁所在都市、市制施行都市等の展開時期）を指しており、それに基づいた需要数（加入数）を用いていることを説明しております。 従って、具体的なビル名の展開計画を策定しているものではありません。 今後のBフレッツの展開においては、中長期的な展開計画に基づき、需要動向及び弊社経営状況を勘案しつつ、今後順次具体的なビルを決定し、展開を図っていく考えであり、フレッツISDN及びフレッツADSL同様具体的なエリア展開情報については、地域IP網接続ISP事業者様向けHPで情報提供していく考えです。 また、光ファイバ設備に関しては、また、今回の約款申請において、「第94条の7(5)光信号端末回線が収容されている通信用建物の名称及び位置情報」を提供することとしており、今後とも他事業者様に必要な情報開示を行っていく考えです。」</p>
<p>意見7 本件接続料に関しては、調査費用、設計費用、モジュール取付費用等諸経費が不要であると理解している。</p>	<p>考え方7</p>
<p>ダークファイバでは調査費用、設計費用、モジュール取付費用等諸経費がかかりますが、この接続料金ではそのような費用は一切不要と理解しております。 (イー・アクセス)</p>	<p>本件申請案の接続料に関しては、個別情報開示のための調査費用は負担が求められる場合が想定されるが、その他の「設計費用、モジュール取付費用等諸経費」が別途請求されることはない。</p>
<p>意見8 工事の手續等において、「Bフレッツサービス」と本件接続とで公正に取り扱って戴きたい。</p>	<p>考え方8</p>
<p>引込工事や屋内配線工事では、手續や申込から工事までの期間等でNTT東西が提供する「Bフレッツサービス」と今回の接続とを公正に取り扱いたいだけ強く要望いたします。 (イー・アクセス)</p>	<p>工事の手續等においては、内外無差別の対応が求められる。</p>
<p>意見9 試験受付の費用を接続料から除外すべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>故障受付は、「ユーザからの受付」ではありますが、端末回線ファイバ及び今回申請の「Bフレッツ」の接続に関しては、ユーザからの問合せはNTT東西にはないことから、試験受付にかかる費用（約3%）は接続料から除外すべきと考えます。 なお、試験受付接続事業者は、ユーザからの故障受付を行い、接続事業者で切り分けを行った後、NTT東西側に原因がある場合は保守対応することとしており、保守に関する費用も相当分を支払う契約を行っております。以上の理由で、ドライカップでは試験受付にかかる費用は除外されていることを申し添えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>試験受付の費用は接続会計においても計上されており、所謂ドライカップの接続料にも含まれている。 これを光信号端末回線伝送機能等の接続料から除外すべき理由はない。</p>
<p>意見10 本件について、最低利用期間はないと理解している。</p>	<p>考え方10</p>

<p>最低利用期間はないと理解しております。 (イー・アクセス)</p>	<p>最低利用期間は規定されていない。</p>
<p>意見 11 O L T等について費用明細表の具体的な内訳が必要。</p>	<p>考え方 11</p>
<p>O L T、局内スプリッタ、局外スプリッタ及びクロージャについては接続約款の算定式に準拠して算定している旨の説明はありますが、費用明細表等の具体的な内訳が不明です。もとなつた明細表の開示を要望します。 (K D D I)</p>	<p>O L T等については、網改造料の算定式に準拠して原価が算定されており、費用明細表が現時点ではない。</p>
<p>意見 12 保守換算係数の設定の方法等のデータ開示を要望する。</p>	<p>考え方 12</p>
<p>故障修理の差異を基に保守換算係数を設定したとありますが、具体的な算定方法、基となるデータの開示が不明なため開示を要望します。あわせて、係数の必要性についての説明を要望します。 (K D D I)</p>	<p>本申請案において「保守換算係数」を設定した算定は行われていない。</p>
<p>意見 13 接続料は算定期間中においても随時見直しがなされるものと考えている。</p>	<p>考え方 13</p>
<p>現時点ではあくまでも予測ですので算定期間中におきましても、随時見直しがなされるものと考えております。 (K D D I)</p> <p>光ファイバの基本回線料は7年間、局外スプリッタは5年間、クロージャは7年間の将来原価・需要に基づいて算定されておりますが、今後は機器等の値段の大幅な低下が見込まれるため、年に1回の見直しが必要と考えます。 (アイ・ピー・レボリューション)</p> <p>また、光端末回線伝送機能に関する意見書で述べさせていただきましたが、予測期間が長期にわたるため、定期的な実際の需要・コスト動向を勘案して接続料金の見直しを行うべきと考えます。 (J T)</p>	<p>算定期間の中途であっても、費用や需要の動向により、適直接続料は見直される必要がある。</p>
<p>意見 14 クロージャより下流の工事費用の負担について不明。</p>	<p>考え方 14</p>
<p>今回の変更内容では、クロージャより下流のシステムが不明です。宅内機器費用がいくらになるのか、工事はN T T地域会社を実施するのか、工事費用がいくらになるのか、誰が負担するのかははっきりしておりません。これは、料金設定する上で、重要な問題であるため、明らかにしていただく必要があります。 (アイ・ピー・レボリューション)</p>	<p>接続約款に規定されない料金は、事業者による費用負担が求められていないものと解される。</p>
<p>意見 15 地域 I P 網のスループットやトラフィック量について情報開示を切望。</p>	<p>考え方 15</p>
<p>今回提供される「Bフレッツ」サービスは、フレッツ I S D N やフレッツ A D S L などを利用した対応サービスを以前から提供してきた接続事業者にとって、既存の設備を共用できるなどの</p>	<p>所謂地域 I P 網との円滑な接続のためには、そのスループットやトラフィック量に関して、接続事業者の網設計に資する十分な情</p>

<p>メリットはあるものの、収容先ネットワークである現在の地域IP網内でのFTTHサービスに関する情報開示が不十分であるため、接続事業者が対応サービスを提供するうえで、網設計とユーザー料金設定などを行うにあたり次のような不都合の発生が懸念されます。</p> <p>(1) 東・西NTT殿は、FTTHに対する地域IP網内での集線率等に関する情報の公表が不十分であり、接続事業者が利用する際には、地域IP網のスループットを推測のまま網設計あるいはサービス設計をしなければならぬなど、必要以上の余裕を見込まなければならない。</p> <p>(2) 同様に、ユーザーが最大10Mb/sの加入者回線をどう使い、どの程度のトラフィックが発生するのか分からないため、トラフィック量の推定が現状では困難である。</p> <p>上記のように、地域IP網内のスループットやトラフィック状態など接続先の網性能に関わる情報は、<u>接続事業者側では知り得ない情報であると同時に、接続事業者にとっては、その対応サービスを設計するうえでの不可欠情報</u>となっています。</p> <p>Bフレッツサービスの普及とユーザーへの公正かつ多様な選択肢の提供の観点からも、<u>東・西NTT殿による接続事業者に対しての積極的な情報開示を切望</u>いたします。</p> <p>(テレサ協)</p>	<p>報開示が行われることが必要であり、総務省において告示を改正し、NTT東日本・西日本に対してこれを求めることを要望する。</p>
<p>意見 16 光ファイバ設備の端末回線について、基本回線と分岐回線との区分等について明確にして戴きたい。</p>	<p>考え方 16</p>
<p>接続料算定の「引込分岐点」は局外スプリッタを設置する点であり、配線上にあると認識しております。しかしながら、現在、局外スプリッタの実績はほとんどないため光ファイバコストを適切に配賦する実績値はないと考えます。また、「引込分岐点」は、き線と配線の境界点であるき線点でもなければ、地中ケーブルと架空ケーブルの境界点でもないと思います。NTT東西に「引込分岐点」及び費用配賦で基本回線と分岐回線をどのように区分しているかについて明確にさせていただくとともに、局外スプリッタを設置する点と会計で区分した点とが違うのであれば修正して適正な接続料を算定いただけるよう強く要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>NTT東日本・西日本より別紙2のとおり説明がなされている。</p>
<p>意見 17 「分岐回線」の考え方についてNTT東日本・西日本から回答戴きたい。</p>	<p>考え方 17</p>
<p>局外スプリッタは4分岐の機能を持っていますが、接続料算定では基本回線と分岐回線の回線数が同じであり、分岐回線の需要は考慮されていません。分岐回線の7年間の需要についてどのように考えているのか、算定根拠ではなぜ基本回線と分岐回線と同じ回線数になっているのか、についてNTT東西にご回答いただけるよう要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>NTT東日本・西日本より別紙3のとおり説明がなされている。</p>
<p>意見 18 設備管理運営費等について具体的な数字の公開を要望する。</p>	<p>考え方 18</p>
<p>別添1及び別添2の表によると、平成19年度までの費用を算定するにあたり、前年度値に人件費伸率や消費者物価指数などを用いた率を乗じたり、会社間取引等も加味しているようです</p>	<p>これらについてはNTT東日本・西日本より別紙4-1、4-2のとおり、情報提供がなされている。</p>

<p>が、算定方法（計算式）だけでなく、以下の各号で示す具体的な数字について公開を要望いたします。</p> <p>（１）設備管理運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添 1 「人件費伸び率」, 「取得固定資産伸率」, 「正味固定資産伸率」, 「C P I」, 「効率化」, 「事業化」, 「会社間取引」 ・別添 2 「人件費伸び率」, 「取得固定資産伸率」, 「正味固定資産伸率」, 「C P I」, 「効率化」, 「事業化」, 「会社間取引」, 「作業部門変動率」 <p>（２）固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添 1 当年度取得資産【計画値を考慮】、除却額、当年度稼働資産、取得固定資産伸率、光ケーブルの変動率 ・別添 2 当年度取得資産、除却額、当年度稼働資産、取得固定資産伸率、F T Mの変動率 <p>（K D D I）</p>	
<p>意見 19 算定期間を 5 年間等とした根拠等が不明。</p>	<p>考え方 19</p>
<p>光ファイバ設備に関連する「光ファイバ」, 「負担金見合い」, 「光配線盤」, 「クロージャ」は 7 年で、「O L T」, 「局内スプリッタ」及び「局外スプリッタ」は 5 年という将来原価に基づいて算定しておりますが、期間の根拠が不明ですので具体的な算定方法及び利用動向調査等の基にしたデータの開示を要望します。開示されたデータを基に予測期間や需要の在り方について検証が必要と考えます。</p> <p>また、今回申請されました機能は光サービスの提供を目的としておりますので、申請案において 5 年とされた設備の原価算定期間は、光ファイバ設備に関連する設備の算定期間にあわせるべきと考えます。</p> <p>（K D D I）</p> <p>東西 N T T 殿の算定根拠では、原価予測期間が設備により異なっております（光ファイバ、負担金見合い、光主配線盤、クロージャ = 7 年、その他の設備 = 5 年）。設備により予測期間に差を設けた理由が不明であるため、根拠を示していただきたいと考えます。</p> <p>（J T）</p> <p>今回の接続料の設定に関し、将来原価・需要を用いるなどコスト見直しの工夫により、一般家庭にもその利用の裾野が拡大する水準に近づけるよう、低廉な接続料の設定がなされたことを評価いたします。</p> <p>しかしながら、今回のアンバンドルに基づく提供コストの大半を占める光信号伝送装置（O L T）などについては、5 年間の将来原価・需要を用いての算定となっており、接続事業者の対応メニューによる利用拡大を通じた B フレッツの普及を考えた場合、コスト見直しが不十分と考えます。</p> <p>（テレサ協）</p>	<p>これらについては N T T 東日本・西日本より別紙 5 のとおり情報提供がなされている。算定期間を 5 年間とすることについては接続料規則（平成 1 2 年 1 1 月 1 6 日郵政省令第 6 4 号）第 8 条第 2 項但書において認められている。</p>
<p>意見 20 算定根拠の詳細について開示して戴きたい。</p>	<p>考え方 20</p>

<p>東西NTT殿の算定根拠では、十分に根拠が明らかになっておらず、接続料金の妥当性を検証できないものと考えます。特に、光信号伝送装置・スプリッタ・クロージャのコストは、設備数・投資単価等が全く把握できないため、申請内容が適正なものであるか判断が不可能な状況です。したがって、弊社としては以下の点について、根拠を開示していただきたいと考えます。</p> <p>基本回線 / 分岐回線の配賦方法に用いた数値 光信号伝送装置・局内 / 局外スプリッタの設置数予測・投資額予測 (光ファイバ部分については、別途パブリックコメントにて意見を提出しております) (JT)</p>	<p>これらについてはNTT東日本・西日本より別紙6 - 1、6 - 2のとおり情報提供がなされている。</p>
--	--